

○神戸市地域公共交通会議規則

平成25年3月29日

規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営その他交通会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 交通会議は、委員若干人で組織する。

- 2 交通会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
 - (3) 兵庫県神戸県民局県土整備部神戸土木事務所の職員
 - (4) 市職員
- 4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 住民の利益又は道路運送の利用者の利益を代表すると認められる法人その他の団体の関係者
 - (2) 次に掲げるものの関係者
 - ア 一般旅客自動車運送事業者
 - イ 構成員に一般旅客自動車運送事業者を含み、かつ、一般旅客自動車運送事業の健全な発展をその目的とする法人その他の団体
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者に雇用されている労働者の利益を代表すると認められる法人その他の団体の関係者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第3条 前条第3項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、

解囑されるものとする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、委員のうちから市長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 交通会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 交通会議は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(会議の公開等)

第7条 交通会議の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第72号) 抄

この規則は、平成26年4月1日から施行する。